

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 荒川・東京港 船上親子学習会の参加者募集

荒川下流河川事務所

東京港湾事務所

小中学生とその保護者を対象に、平成26年8月6日(水)荒川・東京港船上親子学習会を実施します。

この学習会では、河川・港湾施設を普段とは異なる水上からの視点で見学することを通して、ゼロメートル地帯を守る堤防や荒川放水路の役割、首都圏の産業の国際競争力を支える東京港の役割などについての理解を深め、防災意識の向上や水上輸送を担う河川・港湾の重要性を学んでいただくことを目的としています。

※(参考資料)荒川・東京港船上親子学習会の概要

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000122.html

2. 森と湖に親しむ旬間イベント 宮ヶ瀬ダム内部見学会を行います

相模川水系広域ダム管理事務所

宮ヶ瀬ダムでは、毎年恒例のダム内部の一般開放、臨時の観光放流を7月26日(土)、27日(日)に行います。これは全国行事である「森と湖に親しむ旬間」イベントの一環として行うものです。

(1)観光放流

11時00分～11時06分、14時00分～14時06分

※ダム下をご覧ください。

(2)ダム内部の一般開放

11時20分～12時00分、14時20分～15時00分

※ダム上の相模川水系広域ダム管理事務所に直接お越しください。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000024.html

3. 埼玉県内のアンダーパス部の道路冠水注意箇所は 241 箇所 ～道路冠水時の無理な通行は控えて下さい

大宮国道事務所

近年、局地的に短時間で数十ミリの雨をもたらす異常な豪雨が多発しています。

異常な豪雨時には、道路や鉄道の下を通過し、路面の高さが前後と比べ低くなっているアンダーパス構造の道路へ、急激に雨水が集まるため、道路が冠水する恐れがあります。

このため、道路を利用する皆様が冠水による被害に遭わないよう、埼玉県内の冠水する恐れのある道路をピックアップした「アンダーパス部の道路冠水注意箇所マップ」を最新版に更新し、ホームページに掲載しておりますので、ご活用下さい。

また、「アンダーパス部の道路冠水注意箇所マップ」以外の箇所でも路面の高さが前後と比べ低くなっている箇所では、雨水が集まりやすく道路が冠水するおそれがあります。

大宮国道事務所では、冠水による被害を未然に防げるようパトロールの実施、注意喚起などの対策を行っておりますが、万が一、道路に冠水があった場合は、側溝やマンホールの蓋が外れているなどの危険な状況も予想されますので、自動車で移動される方だけでなく、歩行者や自転車の方も十分ご注意願います。

マップに関する詳しい情報は、下記の大宮国道事務所のホームページでもご覧頂けます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

(top ページ右端のリンクをクリック)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_00000153.html

4. 「道の駅」を活用した情報発信を進めます

地域の拠点として、今知って頂きたい情報を発信します

関東地方整備局道路部

関東「道の駅」連絡会

国土交通省関東地方整備局と関東「道の駅」連絡会は、通過する道路利用者へサービスを提供するだけでなく、「道の駅」を目的に訪れる地域の皆様や道路利用者の方々に、地震への

備えや防災・減災等の観点から今知って頂きたい情報を発信してまいります。

今年度は、山梨県内を皮切りに関東地方整備局管内の約 20 箇所の「道の駅」で道路の老朽化対策や東日本大震災をテーマとするパネル展を実施します。

(確定分)展示場所

展示テーマ及び期間

道の駅なるさわ

山梨県南都留郡鳴沢村 ・道路の老朽化対策 6月18日(水)～7月4日(金)
・道路の防災・減災 7月21日(月)～8月3日(日)

道の駅とみざわ

山梨県南巨摩郡南部町 ・東日本大震災の記憶 6月18日(水)～7月5日(土)
・道路の防災・減災 7月6日(日)～7月19日(土)
・道路の老朽化対策 7月20日(日)～8月3日(日)

道の駅甲斐大和

山梨県甲州市大和町 ・道路の老朽化対策 6月19日(木)～7月6日(日)
・東日本大震災の記憶 7月7日(月)～7月20日(日)
・道路の防災・減災 7月21日(月)～8月4日(月)

道の駅富士吉田

山梨県富士吉田市 ・道路の老朽化対策 6月19日(木)～7月6日(日)
・東日本大震災の記憶 7月7日(月)～7月20日(日)
・道路の防災・減災 7月21日(月)～8月4日(月)

道の駅はくしゅう

山梨県北杜市白州町 ・道路の防災・減災 7月2日(水)～7月12日(土)
・道路の老朽化対策 7月13日(日)～8月2日(土)

今後の予定については、国土交通省関東地方整備局と関東「道の駅」連絡会のホームページにてお知らせしてまいります。

■関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/eki/>

■関東「道の駅」連絡会ホームページ <http://www.kanto-michinoeki.jp/>

今後も道の駅を地域の拠点として、様々な情報発信に取り組んでまいります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000059.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「水循環基本法の施行期日を定める政令」について

標記政令が6月20日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することを規定する「水循環基本法(平成26年法律第16号、以下「法」という。)」が平成26年4月2日に公布されたところである。

標記政令は、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることを踏まえ、法の施行期日を定めるものである。

2. 概要

法の施行期日を平成26年7月1日とする。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式: 99KB)

[要綱](#) (PDF形式: 38KB)

[本文・理由](#) (PDF形式: 34KB)

[参照条文](#) (PDF形式: 39KB)

[法律要綱](#) (PDF形式: 125KB)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000780.html

2. 改正道路法（H26.5成立）の関係政令の整備等について

標記について、6月20日、以下のとおり関係政令が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

今国会において、5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律(平成26年法律第53号。以下「法」という。)」により、道路法(昭和27年法律第180号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)等が改正された。

法の施行に当たり、公布の日から3ヶ月以内に施行される部分における規定の整備やその他の所要の改正を行うこととする。

なお、公布の日から1年以内に施行することとされている占用基準の緩和、入札方式の導入に係る規定については、別途、政省令の整備を行い、施行する予定。

2. 概要

- (1) 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
法の施行期日を平成26年6月30日とする。
- (2) 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令
法により必然的に改正を必要とする関係政令の規定について、用語及び条項ずれを修正する所要の形式的な改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成26年6月25日(水)
施行:平成26年6月30日(月)

※法の施行に向けて所要の規定の整備を行う「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令」の公布・施行についても、上記と同様のスケジュールを予定(公布後、発表予定)。

添付資料

[【施行期日政令】要綱](#)(PDF形式)

[【施行期日政令】案文・理由](#)(PDF形式)

[【施行期日政令】参照条文](#)(PDF形式)

[【施行期日政令】法律要綱](#)(PDF形式)

[【整理政令】要綱](#)(PDF形式)

[【整理政令】案文・理由](#)(PDF形式)

[【整理政令】新旧](#)(PDF形式)

[【整理政令】参照条文](#)(PDF形式)

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000426.html

3. 国土交通省組織令の一部を改正する政令について.

近年の国土交通行政を巡る諸課題に適切に対応するため、国土交通省の組織について所要の見直しを行います。

概要

- (1) 国土・土地管理及び国土・土地情報に関する政策
局横断的な国土・土地管理及び国土・土地情報に関する政策の効果的実施を図るため、当

該政策に係る調整事務を政策統括官に一元化します。

(2) 都市分野における国際政策

都市分野における国際政策の効果的実施を図るため、都市局都市政策課が所掌している当該政策に係る事務を同局総務課に移管します。

※あわせて国土交通省組織規則を改正し、総務課に「国際室」を新設する予定です。

(3) 住宅・建築物の省エネルギー化・低炭素化政策

住宅・建築物の省エネルギー化・低炭素化政策の効果的実施を図るため、当該政策に係る事務を住宅生産課に一元化します。

今後のスケジュール

閣議：平成26年6月20日（金）

施行：平成26年7月 1日（火）

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式)

[要綱](#) (PDF形式)

[案文・理由](#) (PDF形式)

[新旧対照表](#) (PDF形式)

[参照条文](#) (PDF形式)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000057.html

◆◆地域の動き◆◆

100mm/h 安心プラン 鹿沼市「小藪川上流城市街地安心プラン」の策定について
栃木県県土整備部河川課

1. 計画策定に至る経緯

平成 25 年 7 月 27 日、栃木県鹿沼市において最大時間雨量 99mm/h の豪雨を観測し、鹿沼市街地の西部を流下する一級河川小藪川が氾濫しました。小藪川流域の県鹿沼土木観測所でも、時間雨量 94 mm/h を観測しました。この豪雨により、床上浸水 45 戸、床下浸水 62 戸の被害に見舞われました。



図1 鹿沼市の位置

これを契機に、鹿沼市と栃木県では 100mm/h 安心プラン「小藪川上流城市街地安心プラン」を策定し、地域住民の参画のもと、この地区における浸水対策に重点的に取り組むこととしました。

2. 平成 25 年 7 月豪雨と被害

7 月 27 日(土)16 時 46 分、鹿沼市に大雨・洪水警報が発表されましたが、それ以前の 16 時 30 分には 10 分間 20mm を超える極めて強い雨を観測しました。しかし、その後 17 時過ぎには沈静化してしまうという、まさにゲリラ豪雨に見舞われました。



図2 地元住民救出を報じる記事 (H25. 8. 18 下野新聞)

この豪雨により、小河川である一級河川小藪川の水位は急激に上昇し、未改修であった鹿沼市街地において氾濫が生じ、最大浸水深は 1.5 m 以上となりました。



近隣の防犯カメラの映像を確認すると、16 時 45 分頃には、既に小藪川が氾濫しているこ

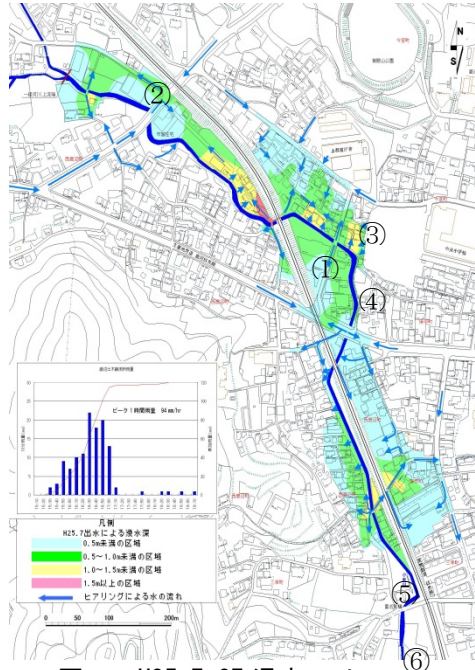


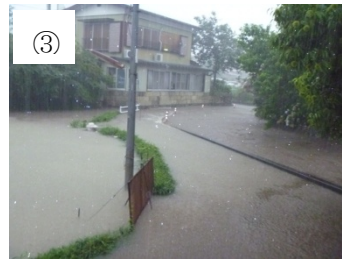
図3 H25. 7. 27 浸水エリア

とがわかります。

氾濫の発生は大雨洪水警報の発表とほぼ同時でした。

人的被害は発生しませんが、84才の女性が民家に取り残され、警察署員が胸まで水に浸かりながら救助する事態となりました。

床上浸水戸数は一級河川区間の沿川で40戸、さらに上流の普通河川区間を含めると45戸でした。床下浸水は一級河川区間で40戸、普通河川区間を含めて62戸でした。



H25. 7. 27 出水状況

平常時

3. 一級河川小藪川の改修

一級河川小藪川は、鹿沼市西部を水源とし、上流部で鹿沼市街地の西側をかすめた後、東武日光線に沿って南下し、利根川水系渡良瀬川支川思川に合流する、流域面積約15km²、延長約10kmの小河川です。

河川改修は昭和46年より着手し、下流から整備を進め、平成24年度までに9.2kmが整備済となっていました。

今回の被害に見舞われた平成25年度は、上流に向け整備を進めるため、墓地と東武鉄道に挟まれた狭隘区間の施工にあたって、鉄道側との協議を進めている最中でした。

4. 「小藪川上流都市街地安心プラン」の策定

(1) 100mm/h 安心プランの位置づけ

既往の河川整備計画による小藪川の改修規模は1/10、約56mm/hですが、平成25年7月豪雨は、計画を大きく上回る94mm/hでした。

100mm/h 安心プランは、まさに今回の

位置図 S=1:50,000

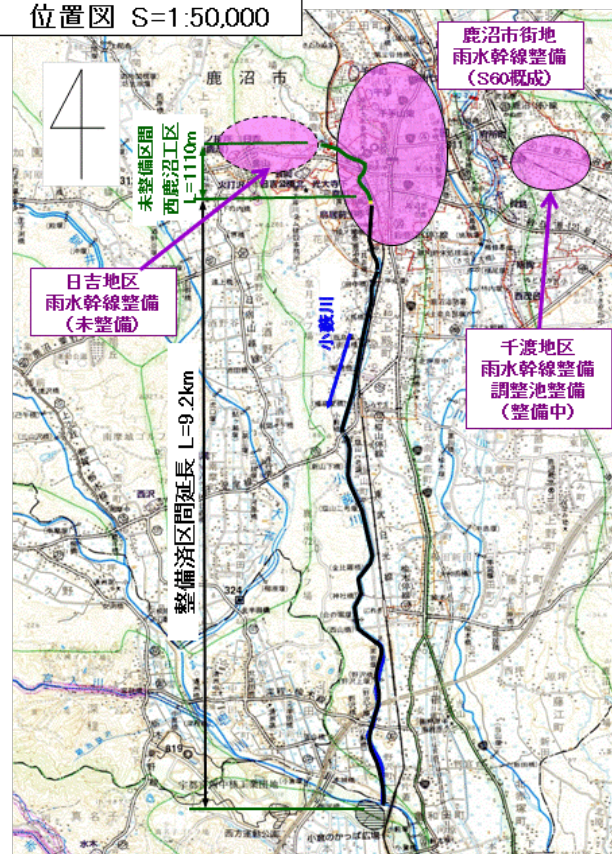


図4 浸水エリア



未改修区間

改修済区間

ような計画規模を上回る豪雨に対し、流域対策やソフト対策を、河川・下水道等の行政部局と住民・企業等が連携して進めてゆくものです。

(2) 計画策定方針

計画の策定方針は、100mm/h 安心プランの趣旨ならびに今回の豪雨の規模を踏まえ、次のとおり定めました。

- 河川事業と下水道事業の連携により、浸水被害の危険性が高い地域を集中的に整備
- 河川の改修、下水道における雨水幹線改修、流域における貯留・浸透施設等により流域全体で対策
- 河川管理者の県、地元鹿沼市、下水道管理者及び地域住民が連携して対策、進捗管理、ソフト対策を実施

(3) 推進体制

地元では計画策定以前より、小藪川の改修促進を目的とした「小藪川4町対策協議会」が地元自治会によって構成されていました。一方、行政サイドは、平成25年7月豪雨の直後に「小藪川浸水対策土木行政連携会議（SDR 小藪）」を、県鹿沼土木事務所と鹿沼市で組織しました。推進にあたり、両者を包括した形で「小藪川上流域総合治水対策協議会」を立ち上げ、行政と地元が一体となって計画の推進ならびにフォローアップを行うこととしました。

(4) 100mm/h 安心プラン「小藪川上流域市街地安心プラン」実施内容

法定計画にもとづき、河川改修、下水道事業(雨水幹線改修)を重点的に実施します。

その上で、計画を上回る降雨による被害を軽減させるため、流域対策として県上都賀庁舎等への貯留施設の設置、一級河川上流端付近における流出抑制施設の整備(調節池等を想定)を計画しています。また下水道部局においては、一般家庭等における貯留タンク設置に対する助成を、既に実施しています。

ソフト対策としては、プランの進捗段階に応じたハザードマップの作成および配布、平成25年度豪雨を想定した水防訓練ならびに地域住民参加の避難訓練の実施を予定しています。

(5) 実施による効果

河川・下水道の整備により、平成25年7月豪雨と同規模の降雨に対し、床上浸水は概ね半減します。このほか、流域対策やソフト対策による被害の軽減を期待し、公表資料における効果の表現は「対象と

◆「100mm/h安心プラン」の概要◆

「100mm/h安心プラン」とは、行政による河川と下水道の整備に加え、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画です。

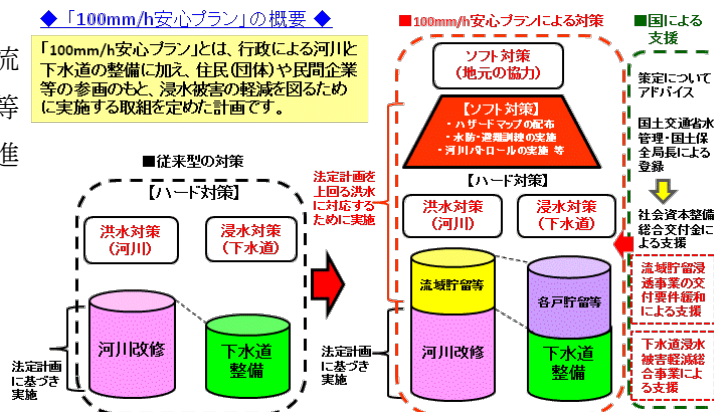


図5 100mm/h 安心プランの位置づけ

表1 実施による床上浸水被害への効果

【浸水被害軽減効果】			
(H25.7.27被災状況)			
	河川	下水道	合計
床上浸水戸数	40戸	5戸	45戸
床下浸水戸数	40戸	22戸	62戸
浸水面積	7.8ha	5.4ha	13.2ha
↓			
(100mm/h安心プラン実施)			
	河川	下水道	合計
床上浸水戸数	21戸	0戸	21戸
床下浸水戸数	51戸	4戸	55戸
浸水面積	4.9ha	3.0ha	7.9ha

する降雨（平成 25 年 7 月豪雨）に対して床上浸水被害を軽減する。」という記載としました。

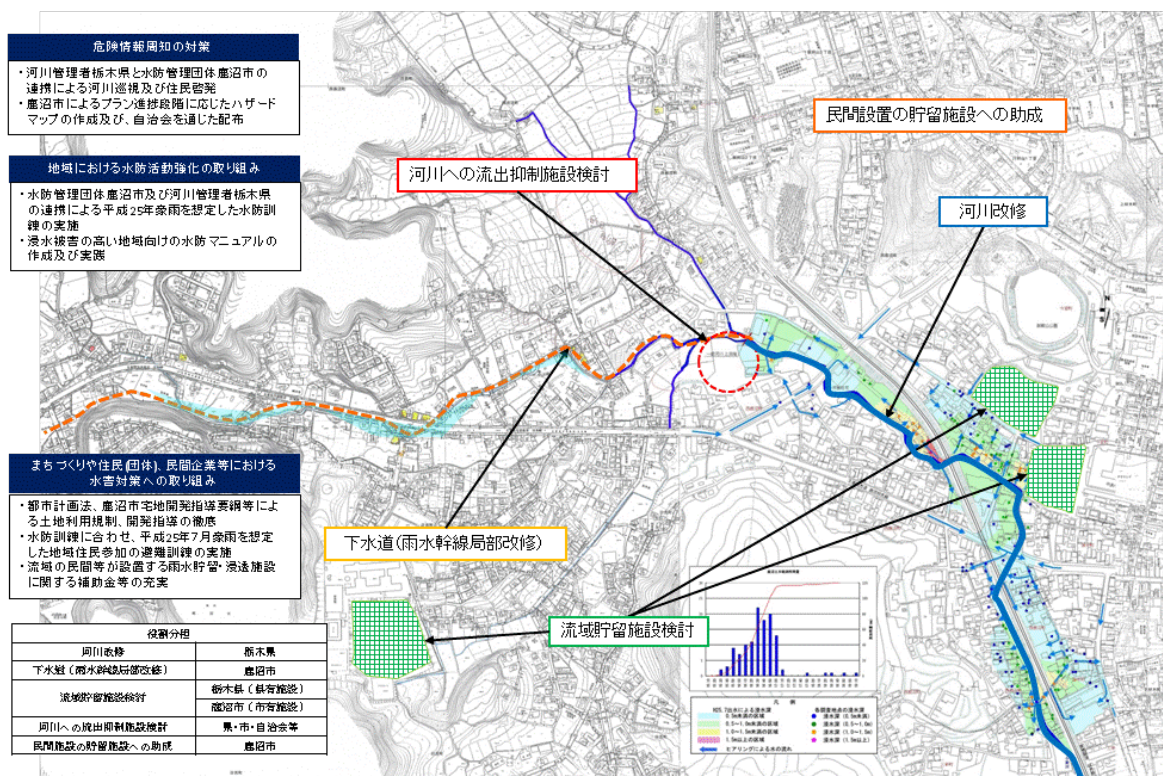


図6 「小藪川上流域市街地安心プラン」実施内容

(6) 100mm/h 安心プランの登録と伝達式

地元調整、国土交通省との協議を経て、平成 26 年 2 月 4 日付で水管理・国土保全局長による登録を受けることができました。

2 月 14 日には鹿沼市役所において登録証伝達式を開催しました。関東地方整備局泊河川部長にお越しいただき、鹿沼市長に登録証を伝達していただきました。



登録証伝達式（於鹿沼市役所）

5. 今後の課題

流域対策やソフト対策については、実施による効果が期待されると同時に、地域住民の皆様が、本プランへの参画を契機として河川・下水道事業への理解を深め、ハード対策の促進に協力いただくことにつながれば、策定の効果は極めて大きいものといえます。本プランの実施を通じて、いかに地域との連携を深めることができるかが、浸水被害軽減に向けた対策の進捗ならびに効果の大きさを左右するポイントであり、課題であると考えます。

末筆ながら、本プランの策定にあたって快く協力いただいた鹿沼市民の皆様、スケジュールがタイトな中でも機敏に協働いただいた鹿沼市役所の皆様、親身にご助言いただいた国土交通省の皆様、心より御礼申し上げます。